

## イ 事件の概要

番号	概 要		
	食中毒事件の詳報 (p. 92) に掲載		
1	原因食品の 喫食場所	患者勤務先ほか	調査実施施設 飲食店 (仕出し)
2	<p>1月7日11時40分、港区内の事業所の社員から「5日または6日に社員食堂を利用した従業員約100名が6日午後から下痢、おう吐等を呈している」旨、港区みなど保健所に連絡があった。</p> <p>調査を行った794名のうち、291名の患者が確認された。患者はいずれも5日若しくは6日又は両日に当該社員食堂を利用しており、5日22時から10日19時にかけて下痢、吐き気、発熱等を呈していた。両日のメニューについて<math>\chi^2</math>検定を行ったところ、5日は8食品、6日は7食品に有意差が認められた。このうち、定食に付随する食品等を中心に検証を行ったところ、「サラダ用キャベツ」及び「ごはん」が原因食品として疑われた。調理工程などから、「サラダ用キャベツ」は洗浄時に、「ごはん」は盛付時に汚染を受けたと考えられた。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出した。以上のことから、港区みなど保健所は、当該社員食堂が提供した「サラダ用キャベツ、ごはん」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
3	原因食品の 喫食場所	集団給食 (要許可)	調査実施施設 集団給食 (要許可)
4	<p>1月18日10時30分、港区内の飲食店営業者から、13日の利用客に食中毒症状を呈している者がいる旨、港区みなど保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、13日19時から当該飲食店を利用した2グループ11名のうち9名が15日9時から16日15時にかけて吐き気、下痢、発熱等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店で提供された「生食用生カキ」のみであった。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出し、それらの遺伝子配列は異なっていた。これらのことから、港区みなど保健所は当該飲食店が提供した「生食用生カキ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
5	原因食品の 喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設 飲食店 (一般)
6	<p>1月19日9時10分頃、大阪府内の医師から大阪府に、食中毒が疑われる患者を診察した旨の連絡があった。患者は千代田区内の飲食店を利用していたため、都食品監視課を通じて千代田区千代田保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは、16日13時に千代田区内の飲食店にて4名でホタテガイのタルタル生カキ添え、白身魚ソテー等の会食料理を喫食し、そのうち3名が17日23時から下痢、おう吐、発熱等を呈していた。調査の結果、14日から16日に当該飲食店を利用した9グループ15名が、15日9時から18日14時にかけて同様の症状を呈していた。患者の共通食は他ないこと、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出したことから、千代田区千代田保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p><math>\chi^2</math>検定の結果、ホタテガイのタルタル生カキ添えに有意差を認めたこと、患者と調理従事者のふん便から検出したノロウイルスの遺伝子型が異なることから、ホタテガイのタルタル生カキ添えが原因食品と推定された。これは、ホタテ貝柱に生食用生カキをカットして調味料と混合したソースがかけられており、加熱工程はなかった。</p>		
7	原因食品の 喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設 飲食店 (一般)
8	<p>1月18日14時5分、千代田区内の会社員から「15日に千代田区内の飲食店にて社員15名で新年会を行ったところ、16日から11名が食中毒様症状を呈した」旨、千代田区千代田保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは、15日19時から2つの支店の社員15名で新年会を行い、11名が16日16時から18日にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していた。共通食は当該飲食店での宴会料理以外なく、患者全員が喫食したメニューはマグロ及び「なまことかきの時雨和え」であった。マグロは他グループにも提供されていたが発症が見られなかった。検査の結果、患者のふん便から高率にノロウイルスを検出した。以上のことから、千代田区千代田保健所は当該飲食店が提供した「なまことかきの時雨和え」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>「なまことかきの時雨和え」を調理する際、大粒の生かきは半分にカットしてからボウルに入れて全ての食材と混ぜ合わされていた。そのため、生かきの内臓に蓄積したノロウイルスが全体に広がり汚染が拡大した可能性も考えられた。</p>		
9	原因食品の 喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設 飲食店 (一般)

番号	概要			
	<p>1月25日12時30分、港区内の会社員から港区みなと保健所に「20日に職場の2事業所合同で新年会を港区内の飲食店で行ったところ、参加者の約半数が食中毒症状を呈している」旨、連絡があった。</p> <p>調査の結果、新年会は20日18時30分から29名で行われ、サラダ、刺身、串焼き、デザート等を喫食していた。調査を行った19名中12名が21日8時から23日3時にかけて吐き気、腹痛、下痢等を呈していた。患者はそれぞれの事業所から確認され、他の共通食はなかった。患者及び従事者のふん便からノロウイルスを検出し、遺伝子配列が一致したことから、港区みなと保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>ノロウイルスを検出した従事者は主にホールを担当し調理には関わっていなかつたが、客席内のテープルセッティング作業等で食器具類に手指からノロウイルスを付着させたと推測された。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
6	<p>2月10日14時55分、渋谷区内の医師から「患者1名のふん便からカンピロバクターを検出した。患者は1月28日に会社の同僚と江東区内の飲食店で鶏料理を喫食しており、同僚も発症している。」旨の連絡が渋谷区保健所にあった。</p> <p>患者らは1月28日18時頃から17名で会食を行い、9名が1月30日から2月3日1時にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の食事のみであり、患者全員が「鶏刺身盛り合わせ」を喫食していた。また、参考食品であるレバー・ハツ、砂肝、ささみの3種類及び患者のふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。以上のことから、江東区保健所は当該飲食店が提供した「鶏刺身の盛り合わせ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
7	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
8	<p>2月2日9時55分、世田谷区内の医師から世田谷区世田谷保健所に「診察した患者が会食で生カキを喫食し、同行者も発症しているとのことで食中毒の疑いがある」旨、連絡があった。</p> <p>患者は1月29日17時から世田谷区内の飲食店にて6名で会食を行い、うち3名が31日0時から同日4時にかけて下痢、おう吐、発熱等を呈していた。患者の共通食は他になく、全員が「生食用生カキ」を喫食していた。検査の結果、患者1名及び従事者2名のふん便からノロウイルスを検出し、遺伝子配列が一致した。従事者は29日の営業終了後に、患者に提供したカキと同ロットの「生食用生カキ」を喫食しており、そのうち1名は調理行為を一切行つていなかつたため、従事者を介して食品が汚染されたのではなく「生食用生カキ」によりノロウイルスに感染したと考えられた。以上のことから、世田谷区世田谷保健所は当該飲食店が提供した「生食用生カキ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当日の「生食用生カキ」の喫食者は、従事者も含め19名であったが、届出グループの3名以外に患者は確認されなかつた。</p>			
9	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
10	<p>2月4日15時30分、立川市内の高齢者施設職員から、入居者18名とヘルパー3名がおう吐、下痢等を呈している旨、多摩立川保健所に連絡があつた。</p> <p>調査の結果、入居者等115名が当該施設の給食を喫食しており、23名が2日22時から4日20時にかけて下痢、吐き気、おう吐等を呈していた。施設内で患者発生に偏りがないこと、入居者が一同に会する機会がないこと、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出したことから、多摩立川保健所は当該施設が提供した「給食」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>原因食の特定には至らなかつたが、調理従事者に保菌者が3名いたこと、保菌の確認はできなかつたものの下痢症状で調理に従事した職員がいたことなどから、調理従事者が食品を汚染したと考えられた。</p>			
10	原因食品の 喫食場所	高齢者施設	調査実施施設	集団給食（要許可）
10	<p>2月14日、葛飾区内の介護老人保健施設の看護師長から葛飾区保健所に、入所者複数名が13日に下痢、おう吐を呈している旨、連絡があつた。</p> <p>調査の結果、入所者及び施設職員計46名が12日19時から16日10時にかけて下痢、おう吐、発熱等を呈していた。施設内で患者発生に偏りは見られず、共通食は給食施設が提供した11日の昼食のみであつた。11日昼食は、入所者等165名がメンチカツ、酢の物、フルーツポンチ等を喫食していた。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出し、遺伝子配列が一致した。これらのことから、葛飾区保健所は当該給食施設が11日昼に提供した「給食」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>ノロウイルスを検出した調理従事者のうち1名は、11日に下痢、おう吐を呈して調理に従事していた。</p>			
10	原因食品の 喫食場所	介護老人保健施設	調査実施施設	集団給食（要許可）

番号	概 要			
	原因食品の 喫食場所	調査実施施設	集団給食（届出）	
11	2月18日17時30分、台東区内の保育園園長から、園児ら22名が17日からおう吐、発熱等を呈した旨の連絡が台東区台東保健所にあった。 患者は園児19名及び保育士1名、調理従事者2名の計22名で、17日0時から18日17時にかけておう吐、発熱、吐き気等を呈していた。患者の共通食は保育園の給食のみで、X2検定を行ったところ16日の昼食とおやつに有意差が認められた。16日の給食はスパゲティ、ナムル、鮭おにぎり等で、140名が喫食していた。検査の結果、患者及び発症した調理従事者のふん便からノロウイルスを検出した。さらに、調理工程の異なる0歳児に発症が見られなかったこと、17日以前に園内で感染症が疑われる事実がなかったことから、台東区台東保健所は当該施設が16日に提供した「保育園給食」を原因とする食中毒事件と断定した。	保育園		
12	2月23日9時45分、青梅市内の医師から「下痢、腹痛等を呈した姉妹を診察した。姉妹は20日に青梅市内の飲食店で開かれた法事会食に参加し、他の参加者にも同様の症状を呈している者がいるようだ。」との連絡が西多摩保健所にあった。 法事は20日正午から当該飲食店にて行われ、25名が会食料理を喫食し、共通食は他になかった。そのうち9名が同日16時30分から23日7時にかけて、おう吐、下痢、発熱等を呈していた。喫食調査の結果、「酢がき」は患者全員が喫食しており、喫食していない者に発症は見られなかった。患者及び配膳担当従事者のふん便からノロウイルスを検出した。調理従事者に胃腸炎症状を呈する者がいなかったこと、調理従事者のふん便からノロウイルスを検出しなかったことも考慮し、西多摩保健所は当該飲食店が提供した「酢がき」を原因食品とする食中毒事件と断定した。	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
13	3月2日12時、中央区内の会社員から、同区内の飲食店を9名で利用したところ6名が食中毒症状を呈した旨、中央区保健所に連絡があった。 9名は、2月24日19時から当該飲食店で鶏わさ、鴨タタキ等の会食料理を喫食し、うち6名が2月26日23時から3月1日16時にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していた。検査の結果、患者ふん便及び参考食品の鳥鍋原材料から、カンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者の共通食はこの会食の他にないこと、患者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、中央区保健所は当該飲食店の「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
14	食中毒事件の詳報（p. 95）に掲載	作業現場	調査実施施設	その他（無許可飲食店）
15	3月18日15時30分、品川区内の会社員から品川区保健センターに「会社の同僚10数名が17日夜から18日朝にかけて下痢、吐き気等を呈している。患者は社員食堂で昼食を食べている。」と連絡があった。 患者の共通食は昼食の他に、16日18時から社内で行われた懇親会での食事があった。調査の結果、品川区内のすし店が製造、配達した「すし折詰」を懇親会で喫食した16名中15名が、17日21時30分から下痢、吐き気等を呈していた。また、会社員が自宅に持ち帰った「すし折詰」を17日朝に喫食した家族2名も同様の症状を呈していた。患者及びすし店従事者のふん便からノロウイルスを検出し、遺伝子配列が一致した。以上のことから、品川区保健センターは当該すし店が調製した「すし折詰」を原因とする食中毒事件と断定した。 ノロウイルスを検出した従事者のうち1名は、当日下痢の症状がありながら、すしを握っていた。	患者勤務先及び自宅	調査実施施設	飲食店(すし)、集団給食ほか
16	3月23日9時10分、青梅市内の医師から「おう吐、下痢等を呈する家族2名を診察した。患者は20日に青梅市内の飲食店で行われた法事会食に参加し、他の参加者も発症している。」旨の連絡が西多摩保健所にあった。 当該飲食店では20日13時から2組の法事が行われ、調査を行った25名は刺身、酢の物、天ぷら等を喫食していた。患者はそれぞれの組から発生し、計14名が21日11時から22日17時30にかけて、下痢、発熱、おう吐等を呈していた。患者の共通食は法事会食のみであったこと、患者及び非発症者と調理従事者のふん便からノロウイルスを検出したことから、西多摩保健所は当該飲食店の「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概 要			
	原因食品の 喫食場所 飲食店（一般） 調査実施施設 飲食店（一般）			
17	4月1日11時、大田区内の飲食店から大田区保健所に、3月29日夜に店を貸し切りで利用した客51名のうち複数名が31日から食中毒症状を呈した旨、連絡があった。 患者グループは、3月29日19時30分から会食料理を51名で喫食し、うち38名が3月29日21時から4月1日3時にかけて下痢、おう吐、発熱等を呈していた。患者ふん便からノロウイルスを検出したこと、患者の共通食はこの会食の他にはないこと、患者全員が「生食用生カキ」を喫食していたことから、大田区保健所は「生食用生カキ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。			
18	食中毒事件の詳報（p. 98）に掲載			
19	4月18日11時10分、府中市内の医師から多摩府中保健所に、食中毒が疑われる同市在住の患者を診察した旨、連絡があった。 患者は16日22時30分頃、調布市内のスーパーでツブ貝を購入し、帰宅後に醤油で煮たツブ貝4個を1名で、同日23時30分頃喫食し、17日1時から手足のしびれ、酩酊感、おう吐等を呈していた。ツブ貝の種類は「エゾボラモドキ」であり、患者はその唾液腺を除去せず喫食していた。診察した医師から食中毒の届出があり、多摩府中保健所は「エゾボラモドキ」を原因食品、テトラミンを病因物質とする家庭での食中毒事件と断定した。			
	原因食品の 喫食場所 患者自宅 調査実施施設 家庭、魚介類販売業			
20	4月23日10時20分、港区内の高校副校長から「19日から21日にかけて実施した合宿参加者のうち約100名がおう吐、下痢等を呈している」旨、東京都保健医療情報センターを通じて港区みなど保健所に連絡があった。 調査の結果、高校では、19日から21日にかけて1年生が山梨県で合宿を行い、参加者316名のうち115名が21日18時から23日23時にかけておう吐、下痢、発熱等を呈していた。患者発生にクラスや部屋割りでの偏りは見られず、合宿に参加していない2、3年生に異常はなかった。また、帰路のバス乗務員2名も同様症状を呈しており、共通食は世田谷区内の仕出し屋が調製した21日の昼弁当のみであった。当該弁当はマカロニサラダ、魚フライ、漬物等で、合宿参加者及び乗務員計333名が喫食していた。患者及び従事者のふん便からノロウイルスを検出し、遺伝子配列が一致したことから、世田谷区世田谷保健所は当該施設が提供した「弁当」を原因とする食中毒事件と断定した。			
	原因食品の 喫食場所 バス車内 調査実施施設 飲食店（仕出し）			
21	4月25日14時、板橋区内の医療機関の医師から「当医療機関の職員20名が、22日に同区内の飲食店で会食を行ったところ、複数名が食中毒症状を呈した」旨、板橋区保健所に連絡があった。 患者グループ20名は、22日18時30分から当該飲食店で鶏わさ、焼鳥等を喫食し、うち11名が23日から26日にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していた。患者ふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出したこと、患者の共通食はこの会食の他にないことから、板橋区保健所は当該飲食店の「鶏肉料理」を原因とする食中毒事件と断定した。			
	原因食品の 喫食場所 飲食店（一般） 調査実施施設 飲食店（一般）			
22	4月27日10時、文京区内の宴会場衛生支配人から「23日昼に当社施設内のレストランで行われた結婚披露宴参加者のうち、複数名が食中毒様症状を呈した」旨、文京区文京保健所に連絡があった。 当該飲食店では、23日12時30分から2組の結婚披露宴が行われ、計53名がお造り、煮物、酢の物、杏仁寄席等を喫食した。患者は2組から発生し、計17名が24日8時から25日正午にかけて、おう吐、下痢、発熱等を呈していた。患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出したこと、患者の共通食は他にないことから、文京区文京保健所は当該飲食店が提供した「披露宴の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。 調理従事者9名のふん便からノロウイルスを検出したが、患者ふん便から検出したノロウイルスと遺伝子配列を比較したところ、患者ふん便由来と一致した検体は1検体のみであった。その他の調理従事者ふん便由来ノロウイルスの遺伝子配列は異なることから、調理従事者の保菌原因是複数あったと思われた。			
	原因食品の 喫食場所 飲食店（一般） 調査実施施設 飲食店（一般）			

番号	概 要		
23	<p>5月4日16時30分、東京消防庁から「港区内の中学校で豚丼を食べた複数名が腹痛を呈し救急要請があつた」旨、東京都保健医療情報センターを通じて港区みなと保健所に連絡があつた。</p> <p>調査の結果、4日に港区内の中高一貫校で開催された文化祭の模擬店で、10時から12時に「豚丼」を喫食した22名のうち15名が同日12時30分から16時30分にかけて吐き気、おう吐、下痢等を呈していた。検査の結果、患者及び調理担当者のふん便と残品、拭き取り検体から黄色ブドウ球菌を検出した。患者の共通食は当該文化祭での「豚丼」のみであることから、港区みなと保健所は「豚丼」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>「豚丼」の具は、2日夕方から生徒自宅で約300名分を調理し、3日に約200名分を販売したが、売れ残った分を4日にも提供していた。その過程にて長時間常温で保管されていたこともあり本菌が増殖し、エンテロトキシンを産生したと考えられた。</p>		
	原因食品の 喫食場所	学校文化祭	調査実施施設 その他（学校文化祭）
24	<p>5月6日8時45分頃、足立区内の医療機関から、バイケイソウによると思われる中毒患者が2名入院している旨、足立区足立保健所に連絡があつた。</p> <p>調査の結果、患者は4日から5日にかけて栃木県へ渓流釣りに行き、5日の帰り際に沢に自生していたバイケイソウを食用のオオバギボウシと間違え採取した。同日20時頃、自宅で調理した「バイケイソウの酢味噌和え」を夫婦2名及び友人1名で喫食したところ、喫食30分から3時間30分後にかけて3名全員が吐き気、めまい等を呈し、救急搬送された。患者が採取した植物を鑑別したところバイケイソウと確認され、患者を診察した医師から食中毒の届出があつたことから、足立区足立保健所は「バイケイソウの酢味噌和え」を原因食品とする家庭での食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の 喫食場所	患者自宅	調査実施施設 家庭
25	<p>5月17日20時、千葉県から都食品監視課を通じて、千代田区千代田保健所に「千葉県内の医師から、検便でカンピロバクターを検出した患者について通報があつた。患者は7日に千代田区内の飲食店で鶏わさ等を喫食し、同行者も発症しているようだ。」との連絡があつた。</p> <p>患者は7日19時から千代田区内の飲食店にて2名で鶏わさ、鶏レバ刺し等を喫食し、2名とも10日8時30分から下痢、腹痛、発熱等を呈していた。当日、当該飲食店の利用者は203名あり、18時から焼鳥やサラダを喫食した3名中2名も同様の症状を呈していた。検査の結果、3名の患者ふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者には当該飲食店での食事以外に共通食はなかつたことから、千代田区千代田保健所は「飲食店の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>		
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
26	食中毒事件の詳報（p. 100）に掲載		
	原因食品の 喫食場所	患者勤務先	調査実施施設 飲食店（弁当）
27	<p>5月20日16時50分、品川区保健所から都食品監視課を通じて、目黒区保健所に「品川区内の大学保健管理センターから、14日に目黒区内の飲食店にて部活の新人歓迎会を行ったところ、参加者が食中毒様の症状を呈している」旨、連絡があつた。</p> <p>調査の結果、当該グループは14日19時30分から目黒区内の飲食店にて48名でパーティー料理を喫食し、そのうち26名が16日16時から20日7時30分にかけて発熱、おう吐、下痢等を呈していた。歓迎会には卒業生も参加しており、患者の共通食は当該飲食店での食事以外になかった。患者及び非発症者と従事者のふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。以上のことから、目黒区保健所は当該飲食店が提供した「パーティー料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>パーティー料理の内容はマリネ、パンナコッタ、パスタ等で原因食品の特定はできなかつたが、店内で鶏肉の扱いがあり、手指や器具を介しての二次汚染があつたと考えられた。</p>		
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概 要			
28	5月20日9時15分、目黒区内の医師から「19日に試合会場にておにぎり等を喫食して吐き気、おう吐、下痢を呈した練馬区在住の患者2名を診察した」旨、目黒区保健所に連絡があった。 練馬区保健所が調査したところ、患者らは練馬区内の大学部活合宿所で生活している学生であり、19日13時から16時まで行われた試合の合間に23名が合宿所から持参した食事を喫食し、うち6名が喫食3時間から4時間後に吐き気、おう吐、下痢等を呈していた。食事は、当日朝に部員が合宿所で調理したおにぎり、いなり寿司、厚焼き卵、から揚げ等で、患者の共通食は他になかった。患者ふん便及び調理担当者の手指、合宿所の調理場流しの拭き取り検体から黄色ブドウ球菌を検出した。これらのことから、練馬区保健所は「試合会場に持参した食事」を原因とする食中毒事件と断定した。			
	原因食品の 喫食場所	体育館（試合会場）	調査実施施設	その他（合宿所）
29	5月23日、長野県内の小学校から長野県に「18日から19日にかけて東京へ修学旅行に行った生徒及び教員30名のうち、腹痛や下痢で欠席している者がいる」との連絡があった。患者らは18日夕食に墨田区内の飲食店を利用していたため、都食品監視課を通じて墨田区保健所に連絡があった。 調査の結果、患者ら30名は18日18時30分に当該飲食店でちゃんこ料理を喫食し、17名が20日6時から23日9時にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していた。患者には他にも共通食があったが、 $\chi^2$ 検定で当該飲食店が提供した「玉子焼き」に有意差が認められたこと、患者及び当該飲食店の調理従事者のふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出したこと、当該飲食店で鶏肉の扱いがあることから、墨田区保健所は当該飲食店が提供した「玉子焼き」を原因食品とする食中毒事件と断定した。			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
30	5月24日11時20分、品川区内の会社員から「20日19時30分から会社同僚10名で港区内の飲食店を利用したところ、21日夕方から6名が腹痛、下痢、おう吐等を呈した」旨、港区みなど保健所に連絡があった。 20日夜に当該飲食店を利用した予約客を調査したところ、14グループ74名のうち12グループ53名が21日13時から23日4時にかけて下痢、吐き気、発熱等を呈していた。全グループに共通するメニューは飲料を除くと刺身類であったが、喫食調査から有意差は認められず特定には至らなかった。検査の結果、患者及び従事者のふん便からノロウイルスを検出し、遺伝子配列が一致した。以上のことから、港区みなど保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。 この事例では5名の従事者のふん便からノロウイルスを検出し、うち2名が調理担当者であった。そのうち1名は21日から下痢症状があり、主に刺身の調理を担当していたが、調理全般の責任者でもあった。これらのことから調理従事者を介して提供食品の多くがノロウイルスに汚染されたと考えられた。他の従事者は、賄い等により感染したと思われた。なお、下痢症状のあった調理担当者の行動調査を行ったところ、18日から19日にかけて調理担当者の子供が下痢をしており、おむつ交換等の世話をしていたことから家族間の感染があったと推測された。			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
31	食中毒事件の詳報（p. 102）に掲載			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
32	食中毒事件の詳報（p. 102）に掲載			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
33	6月9日10時50分、品川区内の医療機関から品川区保健所に「一緒に鶏刺身を喫食した患者2名が食中毒症状を呈し、ふん便からカンピロバクターを検出した」旨、連絡があった。 患者2名は、5月26日19時から品川区内の飲食店で鶏刺身、手羽焼き等を喫食し、28日19時から2名とも下痢、腹痛、発熱等を呈していた。検査の結果、患者ふん便、参考食品、冷蔵庫内側の拭き取り検体からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者の共通食はこの会食以外ないことから、品川区保健所は当該飲食店が提供した「会食料理（鶏刺身）」を原因食品とする食中毒事件と断定した。			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概 要			
34	<p>6月2日15時30分、葛飾区内の医師から「受診患者のふん便からカンピロバクターを検出した。患者は5月27日に新宿区内の飲食店を2名で利用し、29日17時頃から下痢、腹痛、発熱等の症状を呈した。同席者も30日に発症しているらしい。検便結果と聞き取り内容から食中毒と判断した。」旨、葛飾区保健所に届出があった。</p> <p>調査の結果、2名の共通食は当該飲食店における会食のみであったが、行動は共にすることも多かつた。27日の当該飲食店の利用者は190名で、他からの苦情はなかった。また、同じ原材料を使用しているチェーン店にも苦情はなかった。2名のふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出したが、施設の拭き取り、参考食品、調理従事者ふん便からカンピロバクターは検出されなかった。以上のことから当該施設を原因施設と断定することができず、葛飾区保健所は原因施設、原因食品不明の食中毒として処理した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	不明	調査実施施設	飲食店（一般）
35	食中毒事件の詳報（p. 104）に掲載			
	原因食品の 喫食場所	患者自宅	調査実施施設	魚介類販売業
36	食中毒事件の詳報（p. 106）に掲載			
	原因食品の 喫食場所	小学校	調査実施施設	集団給食（届出）
37	<p>6月28日10時50分、江東区内の患者から、18日19時30分から21時30分まで荒川区内の飲食店にて11名で会食したところ複数名が食中毒様症状を呈した旨、荒川区保健所に連絡があった。</p> <p>患者ら11名は、当該飲食店で鶏料理を喫食し、6名が19日から23日にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の「鶏白レバ刺」のみであること、患者のふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出したこと、患者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、荒川区保健所は当該飲食店が提供した「鶏白レバ刺」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
38	食中毒事件の詳報（p. 108）に掲載			
	原因食品の 喫食場所	小学校	調査実施施設	飲食店（仕出し）
39	<p>7月12日11時20分頃、千代田区内の飲食店営業者から千代田区千代田保健所に「患者父親から、息子が同店を利用したところ食中毒様症状を呈し、同行者も発症しているとの苦情があった」旨、連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者は6月21日17時から当該飲食店にて友人と4名でユッケ刺し（生鶏卵入り）、せんまい刺し等を喫食し、うち3名が22日1時30分から10時30分にかけて腹痛、おう吐、発熱等を呈していた。患者らの共通食は他に、21日19時頃に利用した千代田区内の飲食店での飲料があり、全員がホイップクリームを喫食していた。検査の結果、患者全員のふん便からサルモネラ・エンテリティディスを検出したが、2施設の拭き取り検体、参考食品、従事者ふん便からサルモネラは検出されなかった。また、2施設とも類似の患者発生はなかった。以上のことから、千代田区千代田保健所は原因施設、原因食品不明の食中毒として処理した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	不明	調査実施施設	飲食店（一般）
40	<p>7月2日13時30分、葛飾区内の医師から「患者1名のふん便からカンピロバクターを検出した。患者は6月25日に足立区内の飲食店で鶏レバー刺身を食べており、同行者も発症しているようだ。」との連絡が、東京都保健医療情報センターを通じて足立区足立保健所にあった。</p> <p>患者は6月25日19時から4名で鶏レバー刺身、焼鳥等を喫食し、4名全員が27日5時30分から28日19時にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していた。検査の結果、患者のふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者の他の共通食として24日に19名で行ったバーベキューがあったが、他の参加者は発症しておらず、ふん便を検査した結果も陰性であった。これらのことから、足立区足立保健所は当該飲食店の「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（すし）	調査実施施設	飲食店（すし）

番号	概要			
	原因食品の 喫食場所			
41	<p>6月30日16時50分、患者から港区みなど保健所に「同日昼に港区内の飲食店にて3名でおまかせ弁当を喫食したところ、3名とも2時間後に顔面紅潮、かゆみ等を呈して受診している」旨、連絡があった。</p> <p>おまかせ弁当の内容は「サバの竜田揚げ」、カンパチ刺身等で、患者を診察した医師は臨床症状からヒスタミンによる食中毒として届出た。当該飲食店を調査した結果、6月23日に仕入れた冷凍サバを室温で半日程度放置後、冷蔵保管し、30日に使用していたことが判明した。これらのことから、港区みなど保健所は当該飲食店が提供した「サバの竜田揚げ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
42	<p>7月5日17時15分、稻城市内の患者から「6月30日19時30分から荒川区内の飲食店にて5名で牛レバ刺、生ロース等を喫食したところ、7月1日から3日にかけて全員が腹痛、下痢、発熱等を呈した」との連絡が荒川区保健所にあった。</p> <p>患者5名の共通食は当該飲食店の食事のみであること、全員が肉類の生食をしていたこと、患者ふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出したことから、荒川区保健所は「牛肉類」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
43	<p>7月13日13時30分、大田区内の会社員から大田区保健所に「6月29日に同僚8名で大田区内の飲食店を利用したところ6名が食中毒症状を呈し、受診した患者2名のふん便からカンピロバクターを検出した」旨、連絡があった。</p> <p>患者ら8名は6月29日20時から鶏刺し、鶏レバ刺し等を喫食し、うち6名が7月1日17時から3日15時にかけて下痢、発熱、腹痛等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店での会食しかなかった。検査の結果、患者及び非発症者のふん便と冷蔵庫取っ手の拭き取り検体からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。以上のことから、大田区保健所は当該飲食店が提供した「鶏刺身」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
44	<p>7月5日15時、東京消防庁から中央区保健所に「中央区内の事業所から119番通報があり、食中毒症状を呈した社員7名を救急搬送している」との連絡があった。</p> <p>患者らは会社近くの路上において、自動車で販売している弁当を5日昼に購入しており、同日12時から12時30分に喫食した9名のうち7名が、同日13時15分から16時にかけておう吐、下痢等を呈していた。調査の結果、弁当は港区内の営業者が許可を取得している飲食店（自動車）において調製、販売していたことが判明した。患者ふん便・吐物、従事者ふん便、残品、拭き取り検体からセレウス菌を検出したことから、港区みなど保健所は当該施設が調製、販売した「弁当」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>弁当は、チリコンカンとハッシュドポークの2種類があり、検出したセレウス菌の量等から米飯が原因と疑われた。</p>			
	原因食品の 喫食場所	患者勤務先	調査実施施設	飲食店（自動車）
45	<p>7月13日13時20分、さいたま市内の患者から「8日昼に中野区内の飲食店を3名で利用したところ、3名とも腹痛、下痢を呈した。また、6日に同店を利用した同僚とその家族も体調を崩しており、共通する食事は当該飲食店が製造したドレッシングである。」旨の連絡がさいたま市にあった。</p> <p>中野区保健所が調査を行ったところ、患者は6日昼利用者3名とその家族6名及び8日昼利用者2グループ5名の計14名であり、7日13時から10日2時にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店が製造した「ドレッシング」のみであった。検査の結果、家庭に保管されていた「ドレッシング」残品と患者及び調理従事者のふん便からサルモネラ・エンテリティディスを検出した。これらのことから、中野区保健所は当該飲食店が提供した「ドレッシング」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>「ドレッシング」は6日に当該飲食店で野菜、鶏卵、サラダ油などを原料に製造され、店頭販売及び店舗において8日まで使用されていた。製造工程に、加熱などの殺菌工程がなかった。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）、患者自宅	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概 要			
	原因食品の 喫食場所	調査実施施設	飲食店 (一般)	
46	<p>7月19日12時、新宿区内の医師から「8日夜に当医療機関の職員26名で新宿区内の飲食店を利用したところ、5名が11日から食中毒様症状を呈し、患者3名のふん便からカンピロバクターを検出した」旨、新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは8日19時から当該飲食店で酢の物、刺身、鶏ささみの辛味和え等を喫食しており、同時に同じ会食料理を喫食した別の予約グループにも2名の患者発生があった。患者7名は11日7時から14日13時にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の食事のみであること、患者のふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出したことから、新宿区保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
47	原因食品の 喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設	飲食店 (一般)
47	<p>7月14日9時40分、港区内の飲食店営業者から「12日に港区内で行われた会社セミナーに出席した113名が、当社が調製した幕の内弁当を喫食し、うち36名が13日早朝から食中毒症状を呈している」旨、港区みなど保健所に連絡があった。</p> <p>調査を行ったセミナー出席者91名は「幕の内弁当」を12日12時30分に喫食し、うち44名が同日18時から13日12時30分にかけて下痢、腹痛等を呈していた。患者の共通食は他になく、患者ふん便から同一血清型のウエルシュ菌を検出したことから、港区みなど保健所は当該仕出し屋が調製した「幕の内弁当」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>幕の内弁当は患者グループの他に2グループ45食提供されていたが、同様の発症者は確認できなかつた。当日、幕の内弁当は2回に分けて調製され、他の2グループは1回目、患者グループは1回目及び2回目に調製された幕の内弁当を喫食していた。メニューはさば甘辛煮、揚げ出し豆腐、じやがいもとツナの煮物等で、調理工程などから発生原因を解明することはできなかつたが、2回目の調理時に食中毒に結びつく取扱いがあつたと考えられた。</p>			
47	原因食品の 喫食場所	セミナー会場	調査実施施設	飲食店 (仕出し)
48	<p>7月19日、福岡市内の医師から、診察した患者2名のふん便からカンピロバクターを検出した旨、福岡市に食中毒の届出があつた。患者2名の住所地が江戸川区内のため、都食品監視課を通じて江戸川区江戸川保健所に通報があつた。</p> <p>患者らは家族4名で9日から15日まで福岡県に帰省し、2名が13日15時から14日6時にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していた。10日昼に帰省先にて親戚と10名でバーベキューを行い、鶏肉及び牛肉を生で喫食していたことから原因食品として疑われたが、他に発症者はなく、また患者には他にも共通食があつたため特定には至らなかつた。以上のことから、江戸川区江戸川保健所は原因施設及び原因食品不明の食中毒として処理した。</p>			
48	原因食品の 喫食場所	不明	調査実施施設	家庭ほか
49	<p>7月19日12時、大田区内の医療機関から「受診患者3名のふん便から黄色ブドウ球菌を検出し、3名は大田区内のパン屋のサンドイッチを喫食している」旨、大田区保健所に連絡があつた。</p> <p>調査の結果、16日12時から17時30分までに、大田区内の飲食店が製造したタマゴサンド及びタマゴドックを喫食した5名が、同日14時30分から20時15分にかけて吐き気、おう吐、下痢を呈していた。患者5名は全て別世帯で接点がなかつた。患者の共通食は当該飲食店が製造した「調理パン」のみであること、患者のふん便から黄色ブドウ球菌を検出したことから、大田区保健所は当該飲食店が提供した「調理パン」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>「調理パン」に用いられたタマゴフィリングは、前日素手で製造されていた。その際に黄色ブドウ球菌が付着し、1日保管している間に増殖してエンテロトキシンを産生したと考えられた。</p>			
49	原因食品の 喫食場所	患者自宅	調査実施施設	飲食店 (弁当)

番号	概要							
	<p>7月22日11時40分、患者から多摩府中保健所に「19日12時に武藏野市内の飲食店にて4名で会食したところ、20日に1名が下痢、発熱等を呈して入院し、他に2名も同様の症状を呈した」旨、連絡があった。</p> <p>調査の結果、当該飲食店を17日から19日にかけて利用した143名のうち、5グループ15名が18日15時から22日8時にかけて腹痛、下痢、発熱等を呈していたことが判明し、患者及び従事者のふん便からサルモネラ・エンテリティディスを検出した。患者の共通食は、「うなぎの厚焼き玉子」及び里芋のコロッケであった。また、サルモネラを検出した従事者は「うなぎの厚焼き玉子」を喫食していた。以上のことから、多摩府中保健所は当該飲食店が提供した「うなぎの厚焼き玉子」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>「うなぎの厚焼き玉子」は、17日16時に調製したものを19日13時まで提供しており、営業時間中は室温に置いていたことから、調製時の加熱が不十分で生残したサルモネラが、室温保管時に増殖したと考えられた。</p> <table border="1"> <tr> <td>原因食品の 喫食場所</td><td>飲食店（一般）</td><td>調査実施施設</td><td>飲食店（一般）</td></tr> </table>				原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）					
50	食中毒事件の詳報（p. 110）に掲載							
51	原因食品の 喫食場所	学童保育施設	調査実施施設	飲食店（弁当）				
52	食中毒事件の詳報（p. 113）に掲載							
53	原因食品の 喫食場所	患者勤務先	調査実施施設	飲食店（仕出し）				
	<p>7月26日、長野県内の医療機関から長野県に、腸管出血性大腸菌O157を検出した患者の感染症発生届が提出された。患者は17日18時30分頃、新宿区内の飲食店で牛レバ刺し、焼肉等を喫食し、21日5時から発症していた。同行者も発症していたため、27日14時12分、長野県から都食品監視課を通じて、新宿区保健所に通報があった。</p> <p>患者は17日18時30分から当該飲食店を6名で利用し、19日6時から21日21時かけて6名全員が下痢、腹痛、発熱等を呈していた。検査の結果、患者2名のふん便から腸管出血性大腸菌O157を、5名のふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者2名から検出したO157の疫学的性状検査の結果、PFGE型が一致し、4名から検出したカンピロバクターの血清型が一致した。患者の共通食は当該飲食店での会食のみであった。これらのことから、新宿区保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <table border="1"> <tr> <td>原因食品の 喫食場所</td><td>飲食店（一般）</td><td>調査実施施設</td><td>飲食店（一般）</td></tr> </table>				原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）					
54	<p>7月26日13時30分、北区内の医療機関から「25日昼食に当医療機関の関係者8名で江東区内の仕出し屋が調製した弁当を喫食したところ、4名がおう吐、下痢等を呈した」旨、北区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、25日昼に当該仕出し屋の弁当を喫食した他2グループからも患者発生があり、3グループ計43名中23名が25日23時から26日20時にかけて下痢、腹痛、吐き気等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店が調製した弁当のみであること、患者のふん便から腸炎ビブリオを検出したことから、江東区保健所は「仕出し弁当」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>弁当メニューはうなぎしんじょう、パーナ貝煮物、酢の物、カニハット等であったが、原因食品の特定には至らなかった。</p> <table border="1"> <tr> <td>原因食品の 喫食場所</td><td>患者勤務先</td><td>調査実施施設</td><td>飲食店（仕出し）</td></tr> </table>				原因食品の 喫食場所	患者勤務先	調査実施施設	飲食店（仕出し）
原因食品の 喫食場所	患者勤務先	調査実施施設	飲食店（仕出し）					
55	<p>7月29日17時、文京区内の学生から「大学の関係者で24日20時から豊島区内の飲食店にて会食したところ、複数名が食中毒症状を呈した」旨の連絡が豊島区池袋保健所にあった。</p> <p>調査を行った6名は、当該飲食店でシジミの老酒漬け、チャーシュー、杏仁豆腐等を喫食し、うち5名が25日7時から26日14時にかけて下痢、吐き気、発熱等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の食事のみであること、患者のふん便からノロウイルスを検出したことから、豊島区池袋保健所は当該飲食店が提供した「中華料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>調理従事者のふん便からノロウイルスは検出されず、原因食品としてシジミの老酒漬けが疑われたが、他グループから同様苦情はなく断定には至らなかった。</p> <table border="1"> <tr> <td>原因食品の 喫食場所</td><td>飲食店（一般）</td><td>調査実施施設</td><td>飲食店（一般）</td></tr> </table>				原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）					

番号	概 要			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
56				
	7月29日11時、東京都市場衛生検査所から食品監視課に「26日に市場内従事者4名が昼食として中央区内の飲食店を利用したところ、27日から3名が下痢等を呈して受診した」旨、連絡があった。 患者は2名ずつ2組で当該施設を利用し、それぞれ26日12時頃に中おち定食を喫食しており、27日3時から5時30分にかけて下痢、腹痛等を呈していた。当日の中おち定食の提供数は27食であり、「マグロ中おち」以外は他の定食にも共通していた。患者の共通食は他にないこと、患者ふん便から腸炎ビブリオを検出したことから、中央区保健所は当該飲食店が提供した「マグロ中おち」を原因食品とする食中毒事件と断定した。			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
57				
	7月28日16時45分、中央区内の会社員から中央区保健所に「26日昼食に同僚13名で同区内の飲食店を利用したところ、27日から10名が下痢等を呈し欠勤している」旨の連絡があった。 患者10名は当該飲食店にて中おち定食を喫食しており、27日0時から8時30分にかけて下痢、腹痛等を呈していた。当日の中おち定食の提供数は24食であり、「マグロ中おち」以外は他の定食にも共通していた。患者の共通食は他にないこと、患者ふん便及び参考食品から腸炎ビブリオを検出したことから、中央区保健所は当該飲食店が提供した「マグロ中おち」を原因食品とする食中毒事件と断定した。 なお、No. 56の飲食店と当該飲食店は同一営業者の経営施設であり、中おち定食に使用された「マグロ中おち」は共通の仕入先から納品されたものであった。しかし、中おち加工者が販売した他の販売先には同様の発症者は確認できなかった。			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
58				
	7月27日11時、世田谷区内の医師から世田谷区世田谷保健所に「26日12時に中央区内の飲食店を利用した2名が、27日0時から下痢、とう吐等を呈して入院した。食中毒が疑われる。」旨、連絡があった。また、8月1日9時30分、別グループの患者から中央区保健所に、7月28日13時30分に中央区内の同飲食店で「海鮮丼」を喫食した2名が、29日7時から下痢、腹痛、とう吐等を呈した旨、連絡があった。 検査の結果、患者及び従事者ふん便から腸炎ビブリオを検出した。患者の共通食は当該飲食店における「海鮮丼」以外になかった。以上のことから、中央区保健所は当該飲食店が提供した「海鮮丼」を原因食品とする食中毒事件と断定した。 26日、28日の当該飲食店の利用者はそれぞれ179名、232名であった。			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
59				
	8月1日13時20分、清瀬市内の医師から「7月30日に開催された夏祭りで提供された五目ご飯を喫食してとう吐、下痢等を呈した患者4名を診察した」旨、多摩小平保健所に連絡があった。 夏祭りは組合支部が主催し、組合員及びその家族が参加していた。夏祭りで提供された「五目ご飯」を67名が喫食し、うち8名が喫食2時間から8時間後に吐き気、とう吐、下痢等を呈していた。検査の結果、患者ふん便及び「五目ご飯」残品から黄色ブドウ球菌を検出し、ともにエンテロトキシンI型産生性であった。患者の共通食は他になかったことから、多摩小平保健所は「五目ご飯」を原因食品とする食中毒事件と断定した。 「五目ご飯」は、組合員が30日9時30分頃から組合施設内で炊飯し、組合員自宅で前日調理した具を混ぜ合わせて調製し、パックに小分けしていた。出来上がった「五目ご飯」は室温保管の後、16時過ぎから販売していた。また、購入者も夏祭り会場で喫食せず、家庭に持ち帰り、18時頃から家族と喫食していた。これらのことから、調理中に食品が黄色ブドウ球菌に汚染され、喫食までの間、長時間室温保管されたことにより菌が増殖し、エンテロトキシンを産生したと考えられた。			
	原因食品の 喫食場所	患者自宅ほか	調査実施施設	その他（組合施設）
60				
	8月2日15時30分、墨田区内の患者から「1日午前中に同区内の飲食店にて7名でミックスサンドを喫食したところ、同日15時からとう吐、下痢を呈した。他にも2名発症している。」旨、墨田区保健所に連絡があった。 患者らは1日11時に7名で会食し、3名が同日15時から16時にかけて吐き気、とう吐、下痢等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の「ミックスサンド」のみであること、患者及び非発症者、従業員のふん便と拭き取り検体から黄色ブドウ球菌を検出したことから、墨田区保健所は当該飲食店が提供した「ミックスサンド」を原因食品とする食中毒事件と断定した。 「ミックスサンド」はハムサンドとタマゴサンドからなり、全ての調理が素手で行われていたこと、タマゴサンドの具を前日夕方に調製して18時間程度経過していたこと等が発生要因と推察された。			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概 要			
61	8月2日11時10分、患者の同僚から世田谷区世田谷保健所に「1日12時40分頃に世田谷区内の飲食店にて会社の同僚8名で食事をしたところ、複数名が食中毒症状を呈して1名が入院した」旨、連絡があった。患者グループを調査したところ、当該飲食店で4名が「海鮮丼」を、2名がさんま定食を、2名が穴子丼を注文し、「海鮮丼」を喫食した4名が2日4時から13時にかけて下痢、腹痛、おう吐等を呈していた。当日「海鮮丼」は他に4食提供されていた。患者のふん便及び残品のヒラメから腸炎ビブリオを検出したこと、患者の共通食は他になかったことから、世田谷区世田谷保健所は当該飲食店が提供した「海鮮丼」を原因食品とする食中毒事件と断定した。			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
62	8月10日12時30分、新宿区内に勤務する患者から「5日夜に同僚3名で新宿区内の飲食店にて会食したところ全員が6日から腹痛、下痢、発熱等を呈した」旨、新宿区保健所に連絡があった。患者3名は5日21時に当該飲食店でイカ真砂あえ、お造り、目鰯味噌漬焼、香の物等を喫食し、6日8時30分から13時にかけて腹痛、下痢、おう吐等を呈していた。患者の共通食は他にないこと、患者のふん便から腸炎ビブリオを検出したこと、患者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、新宿区保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
63	8月8日10時15分、江東区内の医師から江東区保健所に、食中毒症状を呈している家族3名を診察した旨、連絡があった。調査の結果、患者らは6日17時から家族5名及び友人1名の計6名で自宅にて購入品である刺身、から揚げ等を喫食し、そのうち友人を含む5名が7日12時から21時にかけて下痢、発熱、おう吐等を呈していた。検査の結果、患者ふん便からサルモネラ・ティフィムリウムを検出したが、残品並びに食品購入先の拭き取り及び従業員ふん便からサルモネラは検出されなかった。家族から検出されたサルモネラと6日の食事のみを共通食とする友人から検出されたサルモネラが同一血清型であったことから、江東区保健所は「家庭の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。			
	原因食品の 喫食場所	患者自宅	調査実施施設	家庭、魚介類販売業ほか
64	8月17日、中央区内の医師から「11日に受診し、12日に転院した患者のふん便から腸管出血性大腸菌O157を検出した。患者は7日に家族と江東区内の焼肉店で食事をしており、患者の姉も入院した。」旨、中央区保健所に連絡があった。調査の結果、患者は7日18時から家族4名で当該焼肉店にて焼肉、牛レバ刺し等を喫食し、そのうち2名が10日6時30分から下痢、腹痛、発熱、溶血性尿毒症性症候群（HUS）を呈していた。また、7日18時に当該店舗を利用した1名がO157に感染し10日に発症、さらに、11日夜に当該店舗を利用した1名もO157に感染し18日に発症、との連絡が診察した医師から各患者所在地の保健所にあった。患者4名のふん便から検出したO157の疫学的性状検査の結果、PFGE型が一致した。患者の共通食は当該焼肉店の食事以外にはないことから、江東区保健所は「焼肉店の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
65	8月14日22時30分頃、千葉市内の医療機関から千葉市に「同市内で行われた音楽コンサートの会場で、スタッフ等が食中毒様症状を呈している」旨、連絡があった。スタッフは渋谷区内の仕出し屋が配達した弁当を喫食していたため、15日10時40分頃、都食品監視課を通じて渋谷区保健所に連絡があった。調査の結果、当該仕出し屋の「地鶏の照焼弁当」をコンサート会場等で14日16時から22時まで喫食した255名のうち、121名が同日19時から15日7時にかけて吐き気、おう吐、腹痛、下痢等を呈していた。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便、施設の拭き取り及び食品残品から黄色ブドウ球菌を検出した。食品残品3検体からはA型エンテロトキシンを検出した。以上のことから、渋谷区保健所は当該飲食店が調製した「地鶏の照焼弁当」を原因とする食中毒事件と断定した。当該弁当メニューについてx2検定を行ったところ、地鶏の照焼に有意差が認められ、原因食品と推定された。鶏肉を焼成後1枚を5切れに細切する際、調理従事者の手指から黄色ブドウ球菌の汚染があったと考えられた。さらに、弁当調製後喫食まで最大10時間常温に置かれていたため、増菌してエンテロトキシンを产生したと考えられた。			
	原因食品の 喫食場所	コンサート会場ほか	調査実施施設	飲食店（仕出し）

番号	概要		
	原因食品の 喫食場所	調査実施施設	飲食店（一般）
66	<p>8月30日、狛江市内の医師から多摩府中保健所に、患者1名のふん便からサルモネラ・エンテリティディスを検出した旨、食中毒の届出があった。</p> <p>患者の住所地を管轄する世田谷区世田谷保健所が調査したところ、患者は18日12時から下痢、腹痛、発熱等を呈していた。患者は4人家族で、他に2名も17日10時から18日18時にかけて下痢、腹痛を呈していたが、ふん便からサルモネラは検出されなかった。患者が利用した飲食店を調査したが、他に同様の苦情はなかった。以上のことから、世田谷区世田谷保健所は原因施設、原因食品不明の食中毒として処理した。</p>		
67	原因食品の 喫食場所	調査実施施設	飲食店（一般）、魚介類販売業
68	<p>9月11日8時35分、練馬区内の医師から、食中毒様症状を呈した夫婦2名を診察した旨、練馬区保健所に連絡があった。患者は9日19時に豊島区内の飲食店でカレー、ピクルス等を喫食して、11日2時から腹痛、おう吐、下痢を呈していた。同様に、9月14日9時、東村山市内の患者から、9日12時に3名で当該飲食店にてカレー、ケーキ等を喫食し、3名とも10日から11日にかけて食中毒様症状を呈した旨、豊島区池袋保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、4グループ10名が9日または10日に当該飲食店にてカレーやケーキを喫食し、4グループ7名が10日14時から12日5時にかけて下痢、吐き気、おう吐等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の食事のみであること、患者及び従業員のふん便からノロウイルスを検出したことから豊島区池袋保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>調理従事者及びホール担当者計40名中13名のふん便からノロウイルスを検出し、発症日時は不明であるが、下痢を呈していた従業員もいた。</p>		
69	原因食品の 喫食場所	調査実施施設	飲食店（一般）
70	<p>9月15日15時20分、立川市内の医療機関から、発疹などのアレルギー症状や呼吸器症状で来院した3名について食中毒が疑われる旨、多摩立川保健所に連絡があった。</p> <p>患者は2グループ3名で、15日12時30分に立川市内の飲食店にて「さんまハンバーグ定食」を喫食し、同日13時15分から13時30分にかけて発疹、動悸、顔のほてり、頭痛等を呈していた。「さんまハンバーグ定食」は当日23食提供されたが他の発症者は確認できなかった。患者の共通食が他にないこと、患者の症状や潜伏時間が類似していること、患者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、多摩立川保健所は当該飲食店が提供した「さんまハンバーグ定食」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>病因物質について、患者の発症状況からヒスタミンが疑われたが、残品がなく検査ができなかつたため特定には至らなかつた。</p>		
	原因食品の 喫食場所	調査実施施設	飲食店（一般）
	原因食品の 喫食場所	調査実施施設	飲食店（一般、弁当）

番号	概 要							
71	<p>9月16日11時、川崎市内の医療機関から川崎市に「15日夜に下痢、腹痛で受診した患者について食中毒の疑いがある」旨、連絡があった。患者は町田市内の大学合宿所で生活しているため、同日13時10分、都食品監視課を通じて、町田保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、合宿所で生活する学生43名中12名が15日16時から16日19時にかけて下痢、腹痛等を呈していた。合宿所の食事は、外部の賄い者に依頼していたが自炊することもあった。患者の共通食は合宿所の朝食及び夕食のみであること、患者のふん便から腸炎ビブリオを検出したことから、町田保健所は合宿所の「自炊料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>喫食状況から原因食の特定には至らなかったが、腸炎ビブリオの特性から14日夕食のイカ納豆が疑われた。</p> <table border="1"> <tr> <td>原因食品の 喫食場所</td><td>合宿所</td><td>調査実施施設</td><td>その他（合宿所）</td></tr> </table>				原因食品の 喫食場所	合宿所	調査実施施設	その他（合宿所）
原因食品の 喫食場所	合宿所	調査実施施設	その他（合宿所）					
72	<p>9月17日0時、墨田区内の医療機関から東京都保健医療情報センターを通じて台東区台東保健所に「台東区内の飲食店でまぐろ鮭ハラス丼を喫食した3名が、喫食後すぐ発疹、頭痛等を呈し、受診している」旨、連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者3名は16日19時頃、台東区内の飲食店で「まぐろ鮭ハラス丼」を購入して近くの職場で喫食し、30分から2時間後に発疹、頭痛等を呈していた。また、16日及び17日に当該飲食店を利用した別の2グループ6名も同様の症状を呈していた。検査の結果、参考品のマグロ赤身及び「まぐろ鮭ハラス丼」からヒスタミンを280mg/100g、310mg/100g検出した。以上のことから、台東区台東保健所は当該飲食店が提供した「まぐろ鮭ハラス丼」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該飲食店はオープンして日が浅く、「まぐろ鮭ハラス丼」は開店時の特別メニューであった。忙しい調理時にマグロの温度管理が不適切だったことが発生要因と考えられた。</p> <table border="1"> <tr> <td>原因食品の 喫食場所</td><td>患者勤務先、飲食店（一般）</td><td>調査実施施設</td><td>飲食店（一般）</td></tr> </table>				原因食品の 喫食場所	患者勤務先、飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
原因食品の 喫食場所	患者勤務先、飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）					
73	<p>9月22日、広島市内の医師から広島市に、練馬区在住の患者1名のふん便からカンピロバクターを検出したため、食中毒患者の届出があった。</p> <p>練馬区保健所が調査したところ、患者は18日23時から下痢、腹痛、発熱等を呈して受診しており、家族は発症していなかった。喫食調査から感染原因を特定することはできず、練馬区保健所は原因施設、原因食品不明の食中毒として処理した。</p> <table border="1"> <tr> <td>原因食品の ・喫食場所</td><td>不明</td><td>調査実施施設</td><td>なし</td></tr> </table>				原因食品の ・喫食場所	不明	調査実施施設	なし
原因食品の ・喫食場所	不明	調査実施施設	なし					
74	<p>9月19日17時20分、中野区内の医療機関から東京都保健医療情報センターに、診察した患者2名に食中毒の疑いがある旨、連絡があった。</p> <p>患者グループは、2家族6名で練馬区内のすし店から出前寿司をとり、5名は18日20時30分から、1名は19日0時30分から喫食したところ、4名が19日8時から14時にかけて下痢、腹痛等を呈していた。検査の結果、患者のふん便及び参考食品から腸炎ビブリオを検出した。患者の共通食が他になかったことから、練馬区保健所は当該すし店が提供した「出前寿司」が原因の食中毒事件と断定した。</p> <table border="1"> <tr> <td>原因食品の 喫食場所</td><td>患者自宅</td><td>調査実施施設</td><td>飲食店（すし）</td></tr> </table>				原因食品の 喫食場所	患者自宅	調査実施施設	飲食店（すし）
原因食品の 喫食場所	患者自宅	調査実施施設	飲食店（すし）					
75	<p>9月20日8時30分、江戸川消防署から江戸川区江戸川保健所に「同区内の事業所の社員13名が食中毒症状を呈し、19日21時頃に救急搬送した」旨、連絡があった。</p> <p>患者らは江戸川区内の従業員寮に住んでいる社員で、19日21時から20日8時にかけて13名が下痢、腹痛、おう吐等を呈していた。寮の食事は、朝夕は寮内で、昼は弁当として1日三食提供されており、患者の共通食は寮の食事以外にはなかった。検査の結果、患者のふん便から腸炎ビブリオを検出した。以上のことから、江戸川区江戸川保健所は「寮の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>患者全員が喫食しているのは19日の夕食であったが、潜伏期間からは19日の昼食が疑われ、原因となつた食事を特定することはできなかった。19日の昼食及び夕食は、それぞれ30食提供された。</p> <table border="1"> <tr> <td>原因食品の 喫食場所</td><td>寮または勤務先</td><td>調査実施施設</td><td>集団給食（届出）</td></tr> </table>				原因食品の 喫食場所	寮または勤務先	調査実施施設	集団給食（届出）
原因食品の 喫食場所	寮または勤務先	調査実施施設	集団給食（届出）					

番号	概 要			
原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）	
76	<p>9月23日14時10分、患者から「20日19時30分から千代田区内の飲食店にて会社の同僚21名で宴会を行ったところ、21日におう吐、発熱、下痢等を呈した」旨、東京都保健医療情報センターを通じて千代田区千代田保健所に連絡があった。</p> <p>調査を行った19名のうち17名が21日21時から22日13時にかけて吐き気、おう吐、発熱等を呈していた。また、同日夜に当該飲食店を利用した別グループ5名も全員が同様の症状を呈していた。2グループはサラダ、刺身、枝豆、漬物を喫食し、共通食は当該飲食店の食事のみであった。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出し、遺伝子配列が一致した。以上のことから、千代田区千代田保健所は「飲食店の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>なお、調理従事者11名のうち5名のふん便からノロウイルスを検出し、うち1名は20日夜から発症しているにもかかわらず調理に従事していたことが判明した。</p>			
77	<p>9月27日15時30分、板橋区内の事業所職員から「22日に職場の同僚14名で同区内の飲食店にて宴会を行ったところ、食中毒様症状を呈した」旨、板橋区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者ら14名は22日19時から当該飲食店にて鶏わさ、焼鳥、サラダ等を喫食し、うち9名が23日7時から28日9時にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店における会食のみであった。検査の結果、患者及び非発症者のふん便と参考品のトリササミからカンピロバクター・ジェジュニを検出した。以上のことから、板橋区保健所は当該飲食店が提供した「宴会料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
78	<p>10月17日14時30分、荒川区児童福祉課から「区立保育園の職員約25名が8日13時30分頃、同区内の飲食店で調理された弁当を喫食したところ、9日から複数名が腹痛、下痢等を呈した。また、区立幼稚園でも同店の弁当を喫食した10名中8名が食中毒症状を呈している。」旨、荒川区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、当該飲食店は8日に3種類73食の弁当を調製し、5か所に配達しており、そのうち4か所で計41名が8日13時から9日20時にかけて下痢、腹痛等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店が調製した弁当のみであった。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便から毒素原性大腸菌O169（ST陽性）を検出した。以上のことから、荒川区保健所は当該飲食店が調製した「仕出し弁当」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該弁当3種類に共通するメニューは、ごはん、煮物、焼鮭、卵焼き、漬物であったが、喫食状況から原因食品の特定はできなかった。ふん便から毒素原性大腸菌O169を検出した調理従事者が手袋を着用せずに盛付を行ったため、食品が汚染されたと考えられた。</p>			
79	<p>10月28日11時、港区内の会社員から「19日18時30分に会社同僚及び関係者の計6名で同区内の飲食店を利用したところ、21日から複数名が下痢を呈した」旨、港区みなど保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者ら6名は当該飲食店にて「鶏刺身の盛合わせ」、白スープ鍋等を喫食し、うち5名が21日5時50分から22日9時にかけて下痢、腹痛等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の会食以外になかった。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便と参考食品であるお造りのレバーからカンピロバクター・ジェジュニを検出した。これらのことから、港区みなど保健所は当該飲食店が提供した「鶏刺身の盛合わせ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
80	<p>10月31日19時18分、横浜市から都食品監視課に「横浜市内の医師から検便でカンピロバクター・コリを検出した患者について通報があり、患者は府中市内の飲食店を利用し、同行者も発症している」旨の連絡があった。</p> <p>多摩府中保健所が調査したところ、20日18時から21時30分まで当該飲食店にて大学ゼミ仲間16名で鶏わさ、焼鳥、から揚、サラダ等を喫食し、うち7名が22日8時30分から26日12時にかけて下痢、吐き気、発熱等を呈していた。検査の結果、患者のふん便と、参考食品及び拭き取り検体からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者の共通食は他にないことから、多摩府中保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			

番号	概 要			
81	11月1日12時30分、江東区内の医師から江東区保健所に「診察した患者3名のふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出し、3名とも同区内の同じ焼肉店を利用している」旨、連絡があった。 調査の結果、患者1名は10月23日21時に当該焼肉店を家族3名で利用し、26日8時に下痢、発熱、腹痛を呈していた。患者2名は25日19時に当該焼肉店を家族3名で利用し、27日22時から29日10時にかけて同様の症状を呈していた。検査の結果、3名から検出したカンピロバクター・ジェジュニは同一血清型であった。患者らは牛レバー刺し、ユッケ、焼肉等を喫食しており、共通食は他になかった。以上のことから、江東区保健所は「牛肉類」を原因食品とする食中毒事件と断定した。			
	原因食品の 喫食場所	飲食店(一般)	調査実施施設	飲食店(一般)
82	11月11日16時、世田谷区内の患者から「4日20時過ぎから同区内の飲食店にて会食した9名のうち8名が発熱、下痢等の食中毒症状を呈している」旨、世田谷区世田谷保健所に連絡があった。 調査の結果、患者らは2家族9名で当該飲食店にて鶏刺し、焼鳥、釜飯、サラダ等を喫食し、9名全員が7日6時20分から8日13時30分にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の会食のみであること、患者ふん便及び参考食品からカンピロバクター・ジェジュニを検出したことから、世田谷区世田谷保健所は「飲食店の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。			
	原因食品の 喫食場所	飲食店(一般)	調査実施施設	飲食店(一般)
83	12月2日10時30分、大島町内の患者から「21日に食中毒様症状を呈したため22日に受診したところ、医療機関において胃からアニサキスが摘出された」旨、島しょ保健所大島出張所に連絡があった。 患者は1名で、21日23時から腹痛、下痢、発熱を呈していた。喫食調査の結果、21日19時に自宅にて購入品であるタコ及びサーモンの刺身を喫食していたが、一緒に喫食した家族3名は発症しておらず、販売店に同様苦情はなかった。患者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、島しょ保健所大島出張所は原因施設、原因食品不明の食中毒として処理した。			
	原因食品の 喫食場所	不明	調査実施施設	魚介類販売業
84	11月25日10時30分、患者から「21日19時30分頃から、趣味の仲間5名で新宿区内の飲食店を利用したところ、4名が22日20時から23日16時にかけて下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈した」旨、新宿区保健所に連絡があった。 患者の共通食は当該飲食店における会食のみであり「しじみの醤油漬」、かきの炒め物、ちまき、杏仁豆腐等を喫食していた。このうち、「しじみの醤油漬」を除く食品は十分な加熱工程のあるもの又は仕入品をそのまま提供しているものであった。検査の結果、患者ふん便及び参考食品である「しじみの醤油漬」からノロウイルスを検出した。これらのことから、新宿区保健所は当該飲食店が提供した「しじみの醤油漬」を原因食品とする食中毒事件と断定した。 「しじみの醤油漬」は、鍋にしじみ約10kgと水を入れ、弱火で10分間加熱し、しじみの口が開いたところで火を止めて、紹興酒と醤油、調味料で味付けしていた。この調理方法では、しじみの内臓は凝固していないかったことから、しじみに蓄積していたノロウイルスが失活しなかったと考えられた。			
	原因食品の 喫食場所	飲食店(一般)	調査実施施設	飲食店(一般)
85	11月29日11時35分、中野区内の医師から、渋谷区内の飲食店を利用した患者のふん便からカンピロバクターを検出した旨、中野区保健所に連絡があった。 患者は20日18時30分から2家族5名で当該飲食店にて鶏レバ刺し、焼鳥、ピザ等を喫食し、そのうち4名が22日17時から24日にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していた。検査の結果、患者及び非発症者のふん便と参考食品からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者の共通食は他にないことから、渋谷区保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。			
	原因食品の 喫食場所	飲食店(一般)	調査実施施設	飲食店(一般)
86	12月2日15時15分、日野市内の医師から「11月29日に腹痛、下痢、おう吐の症状で入院した患者のふん便からサルモネラを検出し、家族も同様の症状を呈している」旨、南多摩保健所に食中毒の届出があった。 患者は4人家族で、そのうち3名が11月24日から27日にかけて下痢、発熱等を呈していた。検査の結果、患者2名のふん便からサルモネラ・エンテリティディスを検出した。患者の共通食は購入した焼鳥のみであったが、販売店で他に同様の苦情はなかった。外食をせずに発症している患者がいることから、南多摩保健所は「家庭の食事」を原因とする食中毒と断定した。			
	原因食品の 喫食場所	患者自宅	調査実施施設	家庭ほか

番号	概 要			
87	<p>12月12日14時30分、広島市から都食品監視課を通じて、足立区足立保健所に「広島市内の医療機関から、足立区在住者のふん便からカンピロバクターを検出したため、食中毒の届出があった」旨、連絡があつた。</p> <p>調査の結果、患者は広島へ旅行に行く前の9日7時30分から腹痛、下痢、発熱等を呈していた。患者は発症前に複数の飲食店を利用していたが、同行者は発症しておらず、利用施設に類似の患者の発生はなかつた。以上のことから、足立区足立保健所は原因施設及び原因食品不明の食中毒として処理した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	不明	調査実施施設	飲食店（一般）
88	<p>12月14日17時40分、新宿区内の会社員から「10日昼に同僚7名で同区内の飲食店を利用したところ、全員が11日に食中毒様症状を呈した」旨、新宿区保健所に連絡があつた。</p> <p>調査の結果、7名は10日12時から当該飲食店にて、鶏から揚げ定食または豚しおが焼き定食を喫食し、7名とも11日14時から23時30分にかけて下痢、吐き気、おう吐、発熱等を呈していた。定食で共通するメニューは、ごはん、しじみ汁、キャベツの千切り等であった。患者の共通食は当該飲食店の食事のみであること、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出したことから、新宿区保健所は当該飲食店が提供した「定食」を原因とする食中毒と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
89	<p>12月16日11時50分、町田市在住の患者から町田保健所に「11日17時30分から品川区内の飲食店で行われた結婚披露宴に参加した50名のうち多数が12日0時ごろから下痢、おう吐等を呈した」旨、連絡があり、都食品監視課を通じて品川区保健センターに通報があつた。</p> <p>患者グループは11日17時30分から21時にかけて当該飲食店にて刺身、ちらし寿司等を喫食し、そのうち27名が12日0時から13日13時にかけて下痢、腹痛、おう吐等を呈していた。患者の共通食は他にはなかつた。検査の結果、患者及び従事者のふん便からノロウイルスを検出し、遺伝子配列が一致した。以上のことから、品川区保健センターは当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
90	<p>12月16日16時10分、杉並区内の医師から、おう吐、下痢等の食中毒症状を呈している患者を複数名診察した旨、杉並区杉並保健所に連絡があつた。</p> <p>調査の結果、患者らは14日18時から杉並区内の飲食店にて同僚10名で会食し、そのうち9名が15日から17日にかけて下痢、腹痛、おう吐等を呈していた。また、同日当該飲食店を利用した別グループでも6名が同様の症状を呈していた。患者の共通食は当該飲食店での食事のみであり、前菜、刺身、揚物、デザート等を喫食していた。検査の結果、患者及び非発症者と従事者のふん便からノロウイルスを検出した。以上のことから、杉並区杉並保健所は「飲食店の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>なお、従事者7名のうち6名のふん便からノロウイルスを検出した。1名は12日頃から風邪のような症状があり、お腹がゆるかったことが判明した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
91	<p>12月16日13時30分、目黒区内の会社員から「14日に社員6名で同区内の飲食店を利用したところ、5名が吐き気、下痢、おう吐等を呈した」旨、目黒区保健所に連絡があつた。</p> <p>患者ら6名は14日20時から当該飲食店にて生カキ、カキフライ、鶏わさ、牛たたき等を喫食し、5名が15日19時から16日3時30分にかけて吐き気、腹痛、おう吐、発熱等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の食事のみであること、患者のふん便からノロウイルスを検出したこと、患者を診察した医師から食中毒の届出があつたことから、目黒区保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>原因食品として生カキが疑われたが、二次汚染の可能性もあり特定には至らなかつた。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概要			
	原因食品の 喫食場所			
	飲食店(一般)	調査実施施設	飲食店(一般)	
92	<p>12月21日16時30分、北区内の患者から北区保健所に「16日に同区内の飲食店を同僚8名で利用したところ、4名が食中毒様症状を呈している」旨、連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者ら8名は16日19時から当該飲食店にて鶏レバ刺し、鶏ササミの湯引き、串焼き等を喫食し、うち4名が17日21時から19日12時30分にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の宴会料理のみであった。検査の結果、患者及び非発症者のふん便と参考食品からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。以上のことから、北区保健所は当該飲食店の「鶏刺しを含む宴会料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
93	<p>12月20日17時、練馬区教育委員会から、同区立小学校の児童11名が下痢、おう吐、発熱で欠席している旨、練馬区保健所に連絡があった。</p> <p>患者は地域の野球チームのメンバーで、18日17時から練馬区内の飲食店にて73名で、から揚げ、ぎょうざ、サラダ等を喫食し、そのうち24名が19日2時30分から20日16時にかけておう吐、下痢、発熱等を呈していた。患者の共通食は、この会食の他にはなかった。検査の結果、患者及び従事者のふん便からノロウイルスを検出し、遺伝子配列が一致した。以上のことから、練馬区保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
94	<p>12月27日9時30分、練馬区内の小学校副校長から、20日の忘年会に出席した教職員等31名のうち半数が腹痛、下痢、おう吐等を呈している旨、練馬区保健所に連絡があった。</p> <p>患者ら31名は20日18時から練馬区内の飲食店でマリネ、天ぷら、煮物、刺身等を喫食し、16名が21日10時30分から23日23時30分にかけて下痢、腹痛、吐き気、おう吐等を呈していた。患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出し、遺伝子配列が一致した。患者の共通食はこの会食のみであることから、練馬区保健所は当該飲食店が提供した「宴会料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>			
95	<p>12月25日21時30分、足立区内の医師から「同区内の寮生が23日にすし屋から出前30名分をとって喫食したところ24日夜から複数名が吐き気、おう吐、発熱等を呈し、3名を診察した」旨、東京都保健医療情報センターを通じて足立区足立保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは自立援助ホームの寮生及び職員、関係者で23日12時と18時の2回に分けて当該寮にてクリスマスパーティーを行った。全喫食者数は56名で、そのうち18名が23日12時30分から26日21時にかけて吐き気、発熱、下痢等を呈していた。患者の多くは昼夜2回とも喫食していたが、昼のみの喫食者、夜のみの喫食者からも患者発生があった。昼夜共通のメニューはにぎり寿司、ローストビーフ、フルーツポンチ等で、購入してそのまま提供した食品もあれば、寮生らが加工、盛り付けを行って提供した食品もあった。23日に吐き気、腹痛等を呈した者もローストビーフのカット等を行っていた。購入元の飲食店や販売店に同様苦情はなかった。患者の共通食はパーティーでの食事のみであったこと、患者及び非発症者のふん便からノロウイルスを検出したことから、足立区足立保健所は当該寮での「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
96	<p>12月27日10時、患者から葛飾区保健所に「23日18時から葛飾区内の飲食店にて同窓会を行ったところ、複数名が食中毒症状を呈した」旨、連絡があった。</p> <p>患者らは23日18時から21時にかけて、当該飲食店において23名で刺身、サラダ等を喫食し、そのうち18名が24日から25日にかけて下痢、おう吐、発熱等を呈していた。患者の共通食は、この会食のみであった。検査の結果、患者及び従事者のふん便からノロウイルスを検出し、遺伝子配列が一致した。以上のことから、葛飾区保健所は当該飲食店が提供した「宴会料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			

番号	概 要			
	原因食品の 喫食場所 飲食店（一般） 調査実施施設 飲食店（一般）			
97	<p>12月28日16時、文京区内の飲食店従業員から、24日12時30分から同店で行われた結婚披露宴の出席者複数名が食中毒様症状を呈した旨、文京区文京保健所に連絡があった。</p> <p>披露宴には39名が出席し、刺身、煮物、酢の物、和菓子等が提供され、調査を行った36名中15名が24日21時30分から26日18時にかけて下痢、吐き気、発熱等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の食事のみであること、患者及び従事者のふん便からノロウイルスを検出したこと、出席者の行動調査で感染が疑われる他の事実がないことから、文京区文京保健所は当該飲食店が提供した「披露宴の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>なお、当該飲食店は5月にもノロウイルスによる食中毒事件を起こした。（概要No. 22）</p>			
98	<p>平成18年1月2日14時28分、江東区内の葬祭業者から「12月29日に行われた通夜で同区内の仕出し屋が調製した仕出し料理を喫食した約40名が食中毒症状を呈した」旨、東京都保健医療情報センターを通じて江東区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは12月29日18時30分からの通夜で仕出し料理を喫食し、58名が下痢、おう吐等を呈していた。また、29日夕方に当該仕出し屋の料理を喫食した他の3グループからも患者発生があった。患者は合計97名で、12月30日2時から1月1日12時にかけて下痢、吐き気、腹痛等を呈していた。患者の共通食は、当該仕出し料理の「寿司及び刺身」以外になかった。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出した。以上のことから、江東区保健所は当該飲食店が提供した「寿司及び刺身」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
99	<p>平成18年1月4日10時50分、大田区在住者から大田区保健所に「12月29日10時30分から同区内の飲食店を12名で利用したところ、30日午後から6名が食中毒症状を呈した」旨、連絡があった。</p> <p>患者グループは12月29日19時30分から22時30分にかけて当該飲食店で生カキ、寄せ鍋等を喫食し、30日15時から31日19時にかけて6名が下痢、吐き気、発熱等を呈していた。患者の共通食はこの会食の他ではなく、検査の結果、患者のふん便からノロウイルスを検出した。以上のことから、大田区保健所は当該飲食店が原因施設の食中毒事件と断定した。</p> <p>当該飲食店を調査した結果、29日は生食用カキと加熱用カキの両方を仕入れていたが、従事者は加熱用カキも生食用カキであると思い込み、生食メニューに加熱用カキを使用した可能性が高いことが判明した。そのため、原因食品は「加熱用カキ」と推定された。</p>			
	原因食品の 喫食場所 飲食店（一般） 調査実施施設 飲食店（一般）			